

滝谷山不動院永代供養墓「快宝寺苑」要項

下記の要項をよくお読みいただき、条件をあらかじめご承知下さい。

- ① **名 称** 滝谷山不動院永代供養墓「快宝寺苑」
墓地等経営許可・鈴鹿市指令 第 1173 号（令和 4 年 11 月 18 日）
- ② **管理者** 宗教法人滝谷山不動院 代表役員（住職）
- ③ **所在地** 三重県鈴鹿市肥田町 463-1 滝谷山不動院墓地「快宝寺苑」
- ④ **管 理** 供養参詣は自由。但し参詣時間は当寺院が定める時間内。
- ⑤ **申込み出来る方**
祭祀を主催される方（生前申込み可）
- ⑥ **申込み** ・申込みは一霊単位とします、複数霊の場合は事前に管理者に申し出て下さい。
〈必要書類〉※管理者に提出して下さい。
・「滝谷山不動院永代供養墓「快宝寺苑」使用申込書」等、所定の書類。
・火葬埋葬許可証もしくは改葬許可証。
- ⑥ **納骨冥加金**
 - ・当寺院が行う供養及び維持管理のために納入していただくものです。（費用は別紙「永代供養墓納骨・永代供養冥加料」に定めておりますお問合せください。）
 - ・申込みと同時に所定の永代供養墓納骨・永代供養冥加金を納入して下さい。
 - ・納骨後如何なる理由があっても納骨冥加金は返還しません。
- ⑧ **祭祀の制限**
「滝谷山不動院永代供養墓「快宝寺苑」規則」に違反した場合、供養参詣に制限をすることがあります。
- ⑨ **埋蔵物の制限**
埋蔵は遺骨（人骨）のみとし、その他の物は認めません。
- ⑩ **埋葬骨の返還**
埋葬骨の返還は出来ません。
- ⑪ **宗旨・宗派**
以前の宗旨宗派は問いませんが、納骨（埋骨）、以後の法要（法事）等は当寺院の祭祀で行うことをご承知ください。

以上

三重県鈴鹿市肥田町 367 番地

宗教法人 真言宗 滝 谷 山 不 動 院

TEL 059-382-2261